

令和5年 10月 30日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

労働基準法に基づく生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置の
周知への御協力について

平素より産業保健活動の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり、厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課長より日本医師会宛に、周知協力依頼がありました。

職場において女性が安心して働くことができる環境を整備することは、社会にとって重要な課題です。しかし、生理による症状が強い場合であっても、労働基準法上の「生理日の就業が著しく困難」な状況に該当しないと女性労働者自身が判断し、生理休暇の利用を我慢して就業する事例があることなどが報告されています。

こうした状況を踏まえ、生理による不快な症状があっても女性が能力発揮できるような職場環境整備の必要性を発信するため、厚生労働省では、「働く女性と生理休暇に関するシンポジウム」を開催し、このシンポジウムでとりまとめたメッセージ及び「生理日の就業が著しく困難」な場合の具体的な症状について周知するためのリーフレットを別添の通り作成しています。

貴会におかれましても、本件主旨をご理解の上、会員への周知方につきまして、ご高配を賜りますようお願い申し上げます

●労働基準法に基づく生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置の周知への御協力について

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/data3/kenko1/2023ken1_1341.pdf

※ユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員 ID（日医刊行物送付番号）の 10 桁の数字（半角で入力）です。

宛名シール下部に印刷されている 10 桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下 2 桁、月 2 桁、日 2 桁」を並べた 6 桁の数字です（半角入力）

※事務局：地域医療 1 課 堀田（TEL 06-6763-7012・FAX 06-6766-2875）